

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年2月27日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

生涯学習センター使用料収入状況（生涯学習センター）

源氏物語ミュージアム使用料収入状況（博物館管理課）

冊子等売却収入状況（博物館管理課）

複写機使用料収入状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）

報償費支出状況（公民館、生涯学習センター、博物館管理課）

委託料支出状況（生涯学習課、公民館、生涯学習センター、博物館管理課）

電子書籍使用料支出状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）

工事請負費支出状況（博物館管理課）

補助金支出状況（生涯学習課）

備品管理状況（公民館、生涯学習センター、博物館管理課、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育部生涯学習課、公民館、生涯学習センター、博物館管理課、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年12月1日から26日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年1月27日に監査委員事務室にお

いて監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 生涯学習課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

2 公民館

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

3 生涯学習センター

- (1) 使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

4 博物館管理課

- (1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 冊子等売却収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (5) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (6) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

今後も本市における市民文化の発展に寄与するため、より一層魅力ある企画・展示に努め、資料等の有効活用を図られたい。

5 中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館

- (1) 複写機使用料収入状況について
西宇治図書館において、入金が遅れが見受けられた。
今後は、速やかに入金されるよう事務手続きを改善されたい。
- (2) 図書館資料提供費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について
適正管理されていた。